

議員提出議案第7号

最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出  
について

上記の議案を別紙のとおり琴浦町議会会議規則第14条第1項及び第2  
項の規定により提出する。

令和7年3月19日 提出

提出者	琴浦町議会議員	小 椋 憲 浩
賛成者	同	桑 本 賢 治
	同	桑 本 始
	同	手 嶋 正 巳
	同	谷 田 順 子

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

## 最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書

物価高騰は、私たちの生活を圧迫し、中小企業・小規模事業所に打撃を与え、地域経済を疲弊させている。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻は深刻である。労働者の暮らしを守り、日本経済の回復をすすめるためには、賃金引き上げの動きを加速させ、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高め、経済の好循環をつくる必要がある。そのためには、最低賃金の抜本的改善による賃金の底上げが必要である。

2024年の地域別最低賃金改定は、最高の東京で時給1,163円、鳥取県では957円、最も低い県では951円に過ぎない。毎日8時間働いても月14万~17万円(税込み)であり、最低賃金法第9条3項の「労働者の健康で文化的な生活」を確保することはできない。地域別であるがゆえに、鳥取県と東京都では、同じ仕事でも時給で206円、月収で3万余円もの格差となる(月間150時間労働換算)。賃金引き上げによる経済の好循環を作り出すためには、最低賃金の大幅引き上げと地域間格差をなくす全国一律へ法改正をおこなうことが喫緊の課題になっている。

日本の最低賃金は、地域別であることが海外と比べても上がらない原因になっている。現行法では、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めている。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなる。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められている。このように地域別最低賃金制度は、引き上げを妨げる構造的な欠陥がある。人口の一極集中や若者の都市部への流失を止めることもできず、最低賃金額が低い地域では、労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる生活と経済格差につながっている。最低賃金額が低い地域の経済の疲弊を生み、日本経済をゆがめている原因になっている。労働者の賃金は、経済の最も基本的なベースであり、このベースを一律にしなければ、どんな経済対策を講じても日本経済を再生することはできない。世界の最低賃金制度は、全国一律制度が主流であり、世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で

最低水準である。そして、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなど具体的な中小企業・小規模事業所支援策を確実に実施し、最低賃金の引き上げを支えている。

日本でも、全国一律制度に法改正する際、中小企業への具体的で十分な使いやすい支援策を抜本的に拡充・強化する必要がある。労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、循環型地域経済を確立することによって、誰もが安心して暮らせる社会をつくりたいと考える。そのために、最低賃金を全国一律制度にし、抜本的な引き上げをしていくことを要望する。

以上の趣旨より、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

#### 記

1. 政府は、最低賃金法を全国一律制度に改正すること。
2. 政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金ただちに1,500円を実現し、1,700円をめざすこと。
3. 政府は、最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小企業・小規模事業所への支援策を抜本的に拡充・強化し、国民の生命とくらしを守ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月19日

鳥取県東伯郡琴浦町議会

#### 【提出先】

内閣総理大臣

厚生労働大臣

中央最低賃金審議会会長